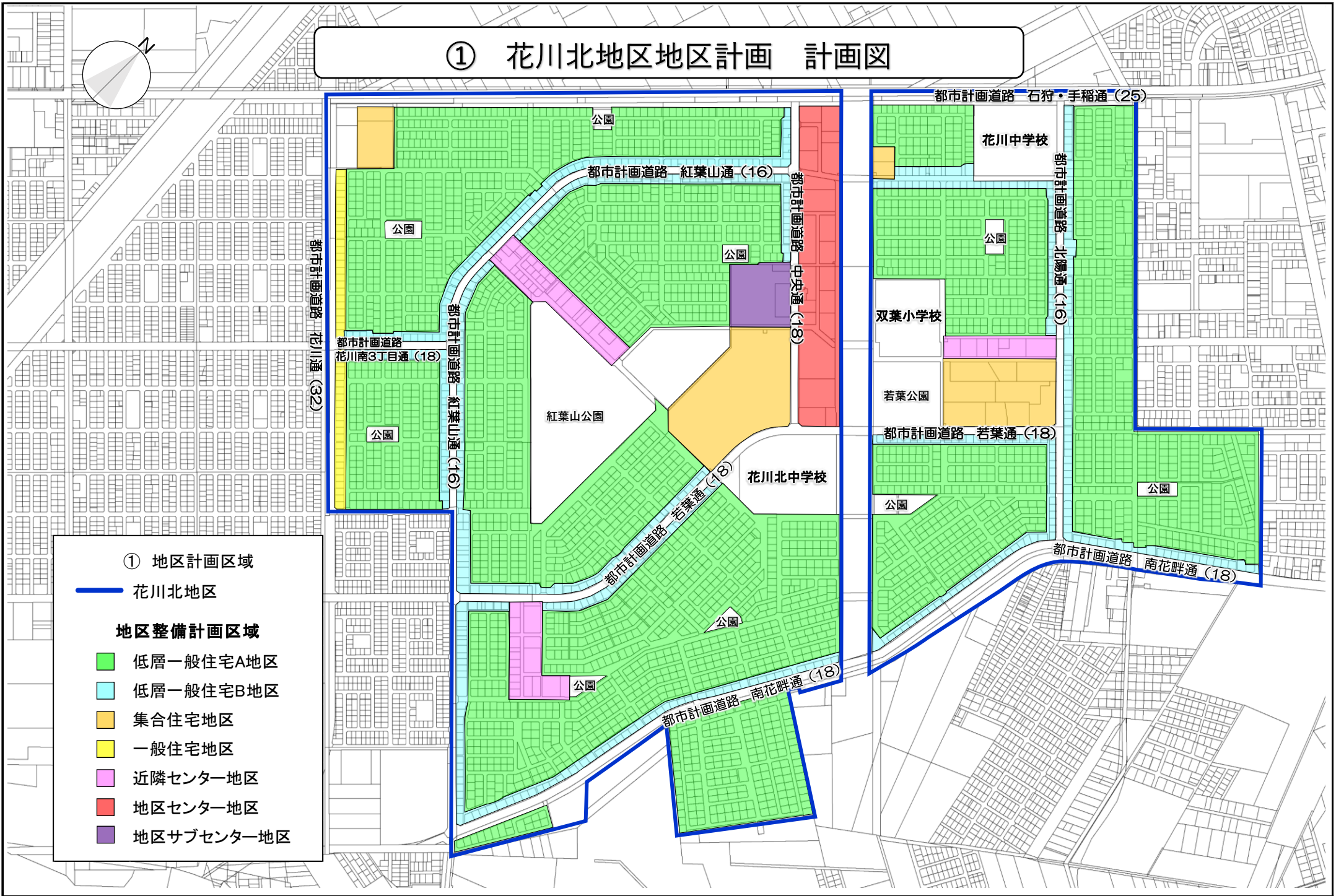


① 花川北地区地区計画 計画図



※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<花川北地区> 地区計画における建築物等の制限内容 (全地区)

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項			
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
低層一般住宅A地区 (一種低層) (一種中高層)	○建築できる建築物 1. 第一種低層住居専用地域に建築できるもの (3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く)	200㎡	○設置できる看板・広告等(自己用・自己管理用) <独立タイプ> 1. 高さ 3m以下(脚長含む) 2. 一辺の長さ 1.2m以下(脚長除く) 3. 表示面積 1㎡以下(合計面積) <建物表示タイプ> 1. 一辺の長さ 1.2m以下(脚長除く) 2. 表示面積 1㎡以下(合計面積)	○へいの高さ ・1.5m以下 (前面道路から) ○生垣 ・高さの制限はありません
低層一般住宅B地区 (二種低層) (一種中高層)	地区計画による制限はありません ※基本用途である第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域の制限を受けます	200㎡	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	○へいの高さ ・1.5m以下 (前面道路から) ○生垣 ・高さの制限はありません
集合住宅地区 (一種中高層)	○建築できる建築物 1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 集会所 3. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 4. 1～3に附属するもの	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません
一般住宅地区 (一種住居)	地区計画による制限はありません ※基本用途である第一種住居地域の制限を受けます	200㎡	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません
近隣センター地区 (近隣商業)	●建築できない建築物 1. ホテル又は旅館 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場、ゲームセンターその他これらに類するもの 3. ナイトクラブ、ダンスホール	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません
地区センター地区 (商業)	●建築できない建築物 1. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場、ゲームセンターその他これらに類するもの 3. ナイトクラブ、ダンスホール 4. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130の9の5に掲げるもの	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません
地区サブセンター地区 (二種住居)	○建築できる建築物 1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 集会所 3. 事務所 4. 老人ホーム、保育所、幼稚園、福祉ホームその他これらに類するもの 5. 公衆浴場 6. 診療所 7. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの 8. 病院 9. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 10. 店舗、飲食店その他これらに類するもの 11. 1～10に付属するもの	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません